

## ○島牧村外部公益通報等の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）第13条第2項の規定に基づき、外部公益通報に応じ、適切に取り扱うために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 外部の労働者等 村内に存する事務所又は事業所に勤務等する者又は外部公益通報の日前一年以内に勤務等していた者をいう。
- (2) 外部公益通報 外部の労働者等が、役務提供先に係る通報対象事実について、当該通報対象事実に係る処分又は勧告等をする権限を有する本村の機関（議会を除く。）に対して行う公益通報をいう。
- (3) 外部公益通報者 外部公益通報をした者をいう。
- (4) 主管課等 通報対象事実に係る処分又は勧告等の事務を主管する課等をいう。

2 前項に規定するもののほか、この要綱において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(受付等窓口)

第3条 外部公益通報を受け付ける窓口及び外部公益通報に係る相談に応じる窓口（以下「受付等窓口」という。）は、総務経済部総務課とする。

(外部公益通報等処理関与者の責務)

第4条 受付等窓口の職員、主管課等の職員その他の外部公益通報又は当該外部公益通報に係る事前の相談（以下「外部公益通報等」という。）の処理に関与する

者（以下「外部公益通報等処理関与者」という。）は、外部公益通報等に関する秘密を漏らしてはならない。

2 外部公益通報等処理関与者は、知り得た外部公益通報者の氏名、被通報者との関係その他個人が特定できる情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

3 外部公益通報等処理関与者は、自ら当事者となつている案件その他利益相反関係を有する案件についての外部公益通報等に関与してはならない。

（外部公益通報の受付等）

第5条 外部公益通報は、外部公益通報書（様式第1号）その他書面（電子メールその他の電磁的記録を含む。）又は口頭により、次に掲げる事項を明らかにしてするものとする。

（1） 通報者の氏名、住所又は居住及び連絡先

（2） 役務提供先の氏名又は名称及び住所若しくは居住又は所在地

（3） 通報者と役務提供先との関係

（4） 当該通報対象事実の内容

（5） 通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると思料する理由

（6） 当該通報対象事実について法令に基づく措置その他適当な措置がとられるべきと思料する理由

2 受付等窓口の職員は、口頭により外部公益通報としてされた通報（次項において「口頭通報」という。）を受け付けたときは、受付票（様式第2号）を作成しなければならない。

3 受付等窓口の職員は、口頭通報を受け付けたときは、次に掲げる事項を外部公益通報者に説明するものとする。ただし、外部公益通報者から説明を受けることを希望しない旨の申出があつた場合その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

（1） 口頭通報に関する秘密が保持されること。

（2） 外部公益通報者の個人情報保護されること。

(3) 外部公益通報をしたことを理由として、解雇その他の不利益な取扱いを受けないこと。

(4) 口頭通報後の手続きに関すること。

(5) その他必要と認められる事項

- 4 受付等窓口を経由せず、主管課等に対して直接外部公益通報等があつた場合は、当該主管課等は、当該通報を受付等窓口に取り次ぎ、受付等窓口は当該通報等をこの条の外部公益通報と同様に受け付けるものとする。

(外部公益通報の受理の決定等)

第6条 受付等窓口は、外部公益通報を受け付けたときは、速やかに主管課等に引き継ぐものとする。

- 2 主管課等は、前項の規定より引き継いだ外部公益通報について、受付等窓口と協議の上、速やかに受理するか否かを決定し、外部公益通報受理（不受理）通知書（様式第3号）により、外部公益通報者に通知しなければならない。ただし、外部公益通報者が通知を希望しない場合その他やむを得ない理由がある場合はこの限りでない。

- 3 主管課等は、外部公益通報として受理しないこととした場合において、その理由が外部公益通報対象事実について本村以外の行政機関が処分又は勧告等をする権限を有するためであるときは、前項の通知において当該権限を有する行政機関を教示しなければならない。

(調査)

第7条 主管課等は、外部公益通報を受理したときは、遅滞なく必要な調査を行うものとする。この場合において、調査に関与する職員は、外部公益通報者の秘密を守り、外部公益通報者が特定されないように十分に留意しなければならない。

- 2 前項の調査の結果、外部公益通報対象事実があると認められなかつたときは、主管課等の長は、調査結果通知書（様式第4号）によりその旨を外部公益通報者に通知しなければならない。ただし、外部公益通報者が通知を受けることを希望しない場合その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

- 3 主管課等は、第1項の調査が終了したときは、遅滞なく調査結果の概要を受付等窓口に報告するものとする。

(措置)

第8条 主管課等は、前条第1項の調査により外部公益通報対象事実又はその他の法令違反等の事実があると認めた場合は、速やかに法令に基づく措置その他適当な措置をとらなければならない。ただし、調査終了後に外部公益通報対象事実が是正されたことその他の事情により措置をとる必要がないと認めたときは、この限りでない。

- 2 主管課等の長は、前項の措置をとったとき又は同項ただし書の規定により措置をとる必要がないと認めたときは、前条第1項の調査の結果並びに当該とった措置の内容又は措置を取らないこととした旨及びその理由を調査結果及び措置等に関する通知書（様式第5号）により外部公益通報者に通知しなければならない。ただし、外部公益通報者が通知を受けることを希望しない場合その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

- 3 主管課等の長は、前項の規定による通知に当たっては、適切な法執行の確保、利害関係人の営業秘密、信用、名誉及びプライバシー等に配慮するものとする。

- 4 主管課等は、第1項の措置をとったとき又は同項ただし書の規定により措置をとる必要がないと認めたときは、遅滞なくその旨を受付等窓口に報告するものとする。

(意見又は苦情への対応)

第9条 受付等窓口及び主管課等は、外部公益通報等への対応に関して外部公益通報者等から意見又は苦情の申出を受けたときは、迅速かつ適切に対応するよう努めるものとする。

(外部公益通報者への援助)

第10条 受付等窓口は、外部公益通報者から、役務提供先から不利益な取扱いを受けている等の相談があつたときは、関係機関を紹介する等、外部公益通報者の保護のために必要な援助を行うものとする。

## 附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

年 月 日

島牧村長 様

住所又は居所

通報者氏名

連絡先

外部公益通報書

公益通報者保護法に規定する通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると思料しますので、同法に基づき下記のとおり通報します。

記

|                                          |                                |
|------------------------------------------|--------------------------------|
| 役務提供先の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は所在地              | 氏名又は名称                         |
|                                          | 住所若しくは居所又は所在地                  |
| 通報者と役務提供先との関係                            |                                |
| 通報対象事実の内容                                |                                |
| 通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると思料する理由          |                                |
| 通報対象事実について法令に基づく措置その他適当な措置がとられるべきと思料する理由 |                                |
| 公益通報の受理等に関する通知の希望                        | ・ 希望する（希望する通知の方法： ）<br>・ 希望しない |

様式第2号（第5条関係）

受付票

|                    |                                          |                                                     |
|--------------------|------------------------------------------|-----------------------------------------------------|
| 受付年月日              |                                          | 年    月    日                                         |
| 通報の方法              |                                          | 対面 ・ 電話 ・ その他（                      ）               |
| 通報者の氏名、住所又は居所及び連絡先 |                                          | 氏名                                                  |
|                    |                                          | 住所又は居所                                              |
|                    |                                          | 連絡先                                                 |
| 通報内容               | 役務提供先の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は所在地              | 氏名又は名称                                              |
|                    |                                          | 住所若しくは居所又は所在地                                       |
|                    | 通報者と役務提供先との関係                            |                                                     |
|                    | 通報対象事実の内容                                |                                                     |
|                    | 通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由    |                                                     |
|                    | 通報対象事実について法令に基づく措置その他適当な措置がとられるべきと思料する理由 |                                                     |
| 公益通報の受理等に関する通知の希望  |                                          | ・ 希望する（希望する通知の方法：                      ）<br>・ 希望しない |
| 受付者職氏名             |                                          |                                                     |

年 月 日 号

様

島牧村長

外部公益通報受理（不受理）決定通知書

あなたから 年 月 日付けでされた下記内容の通報を公益通報者保護法に基づく公益通報として受理する（しない） こととしましたので通知します。

記

|                                        |  |
|----------------------------------------|--|
| 通報対象事実の内容<br>（公益通報として受理し<br>ないこととした理由） |  |
| 備考                                     |  |

年 月 日 号

様

島牧村長

調査結果通知書

年 月 日付け 号により受理の決定を通知した下記内容の通報について調査しましたが、調査の結果、当該通報内容に係る事実は認められませんでしたので通知します。

記

|           |  |
|-----------|--|
| 通報対象事実の内容 |  |
| 実施した調査の概要 |  |
| 備考        |  |

号  
年 月 日

様

島牧村長

調査結果及び措置等に関する通知書

年 月 日付け により受理の決定を通知した下記内容の通報について調査し、下記のとおり措置しました（下記理由により措置を取らないこととしました）ので通知します。

記

|                           |  |
|---------------------------|--|
| 通報対象事実の内容                 |  |
| 実施した調査の概要                 |  |
| とった措置の内容（措置<br>をとらなかった理由） |  |
| 備考                        |  |